

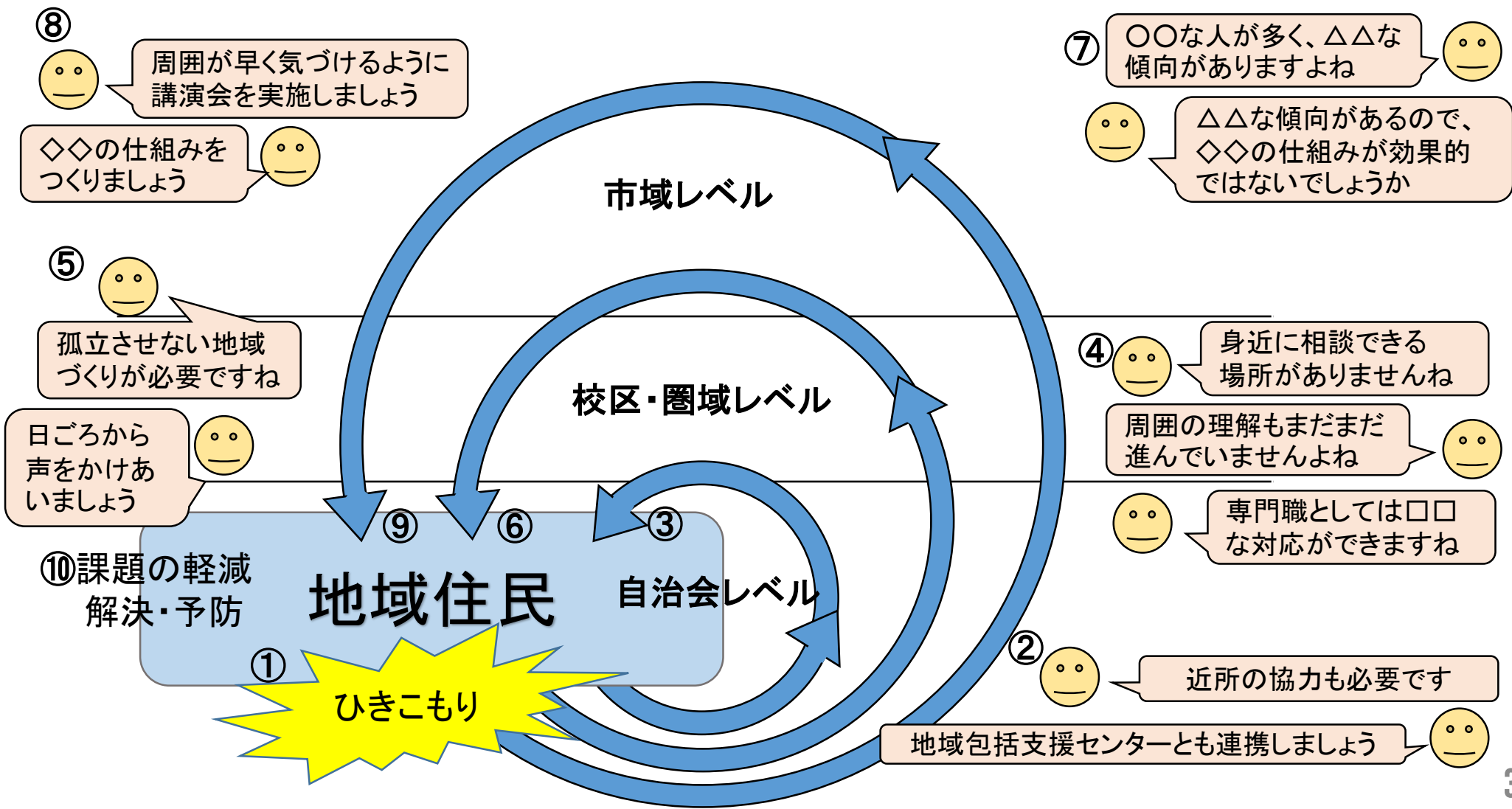
改正社会福祉法における 計画に盛り込むべき事項について

計画に盛り込むべき事項

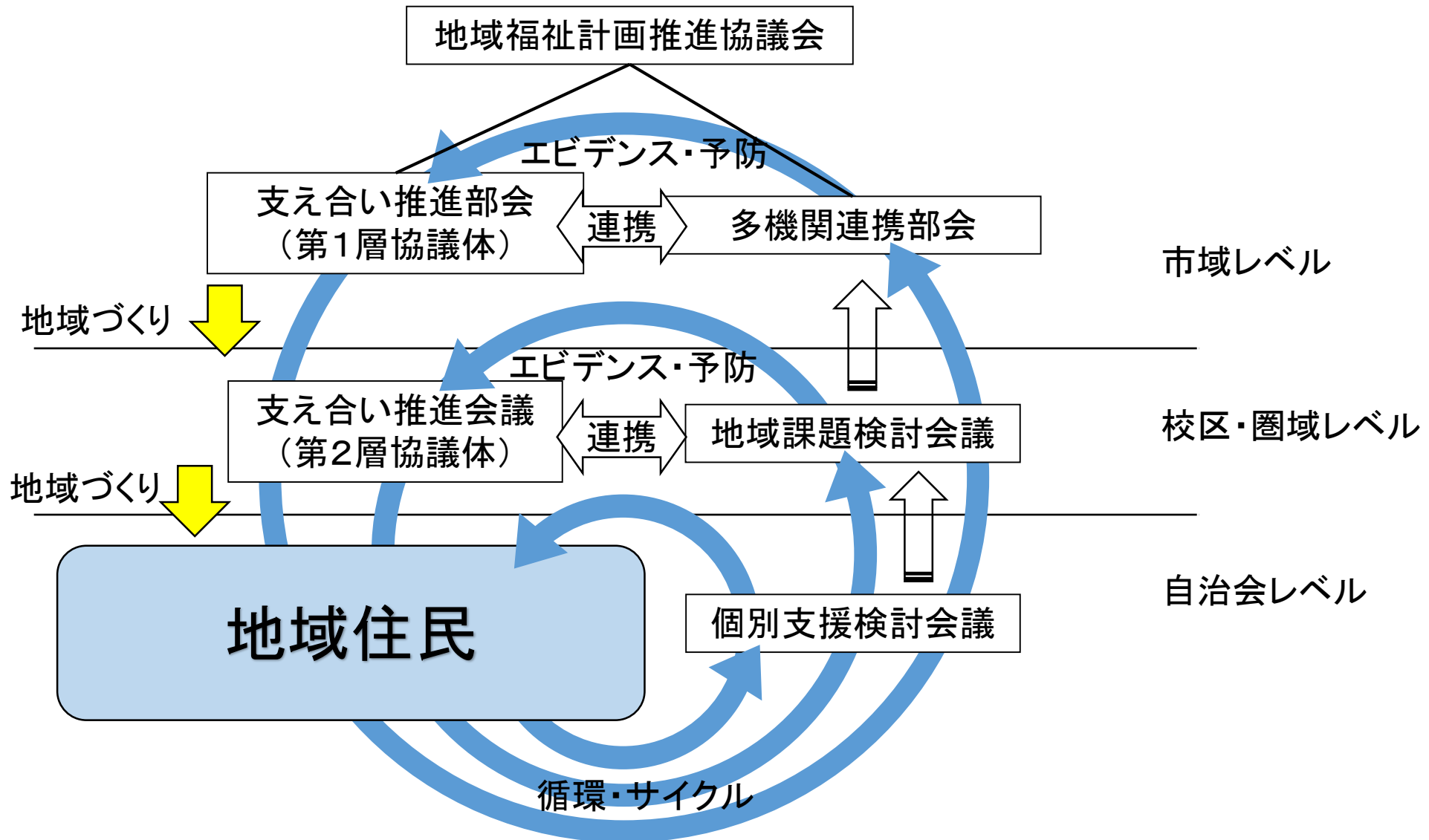
市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（市町村地域福祉計画）を策定するよう努めるものとする。（法第107条第1項）

- 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 包括的な支援体制の整備に関する事項（実施する場合）

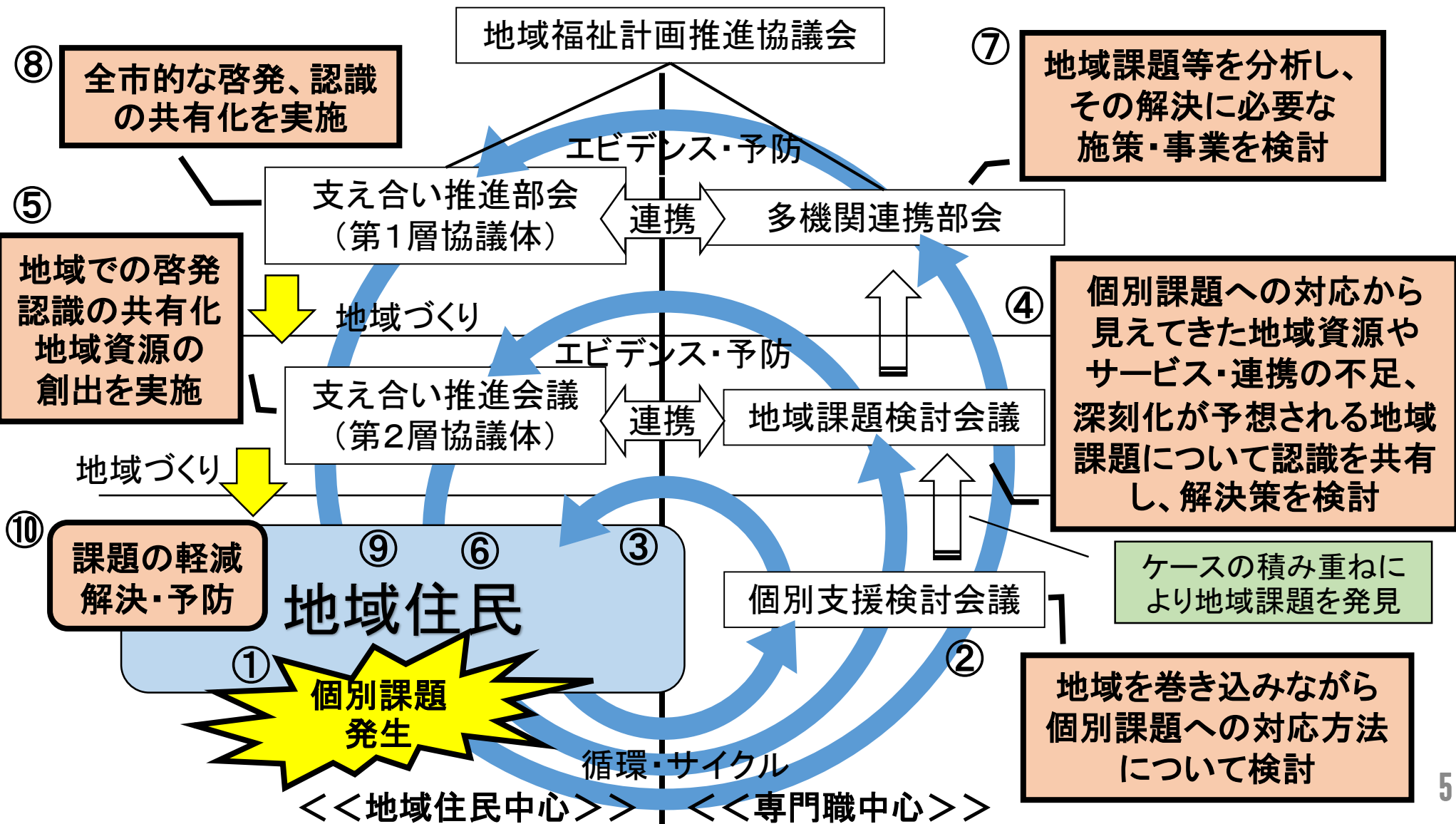
福祉に関し、共通して取り組むべき事項(案) ～個別支援を活かした地域づくりへ～



福祉に関し、共通して取り組むべき事項(案) ～個別支援を活かした地域づくりへ～

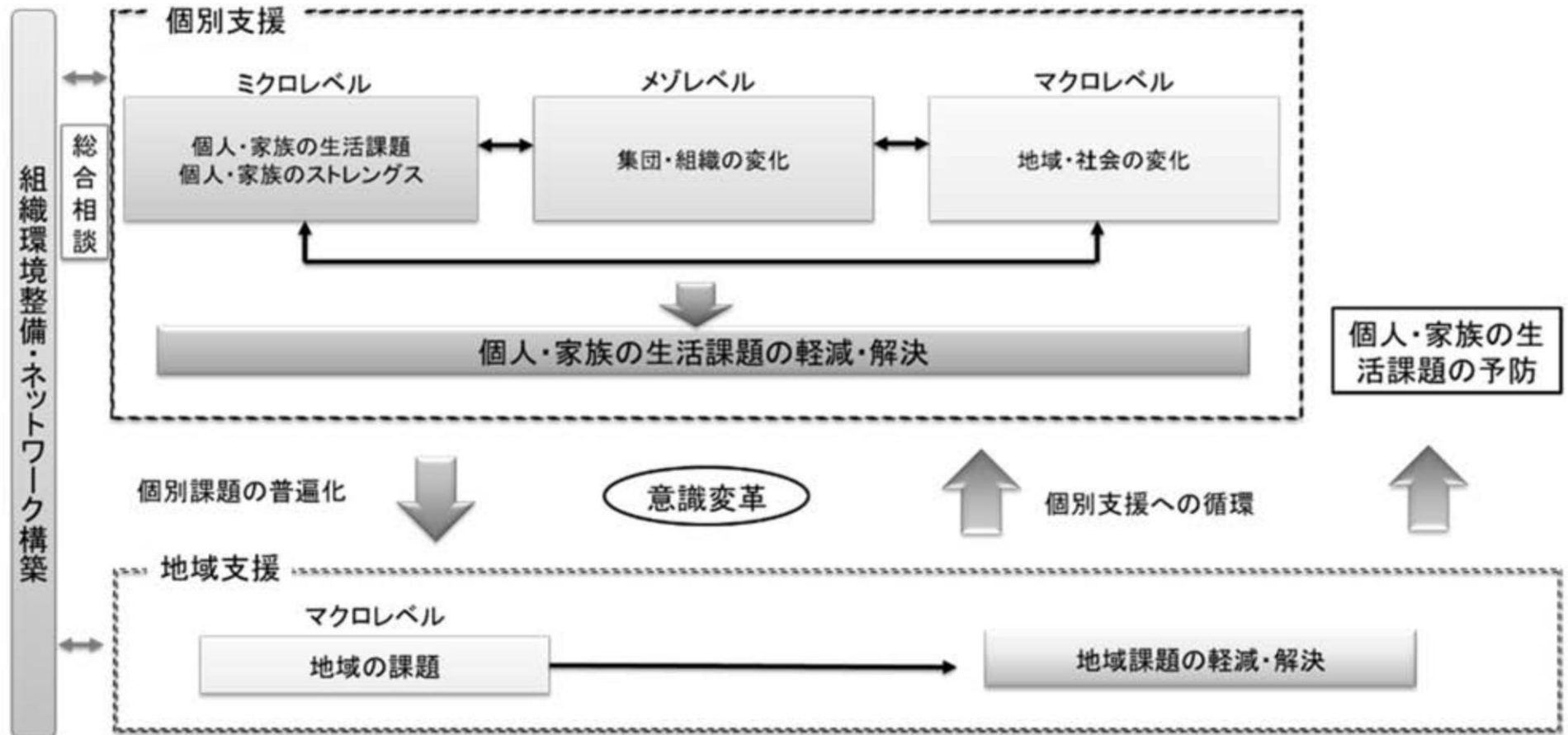


福祉に関し、共通して取り組むべき事項(案) ～個別支援を活かした地域づくりへ～



福祉に関し、共通して取り組むべき事項(案) ～個別支援を活かした地域づくりへ～

マイクロ・メゾ・マクロレベルの総体としてのソーシャルワーク実践



マイクロ:クライアント個人や家族を対象とした実践レベル
メゾ:クライアントのソーシャルサポート等の集団や社会福祉士の所属組織を対象とした実践レベル
マクロ:地方公共団体を含む地域の組織や人びと等を対象とした実践レベル

地域共生社会の実現に資する体制構築を推進するソーシャルワークのあり方に関する実証的調査研究
(日本社会福祉士会、2018年3月)より

包括的な支援体制の整備に関する事項

●改正社会福祉法 第106条の3 第1項

以下の取り組み等を通じ、包括的な支援体制を整備していくことを市町村の努力義務としたもの

- ①「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることができる環境の整備(第1号)
- ②「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備(第2号)
- ③多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築(第3号)

包括的な支援体制の整備に関する事項(案)

●法第106条の3第1項第1号関係

- ・地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援
- ・地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備
- ・地域住民等に対する研修の実施

●法第106条の3第1項第2号関係

- ・相談を包括的に受け止める場の整備と周知
- ・地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握
- ・相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築

●法第106条の3第1項第3号関係

- ・支援関係機関によるチーム支援
- ・支援に関する協議及び検討の場
- ・支援を必要とする者の早期把握
- ・地域住民等との連携

包括的な支援体制の整備に関する事項(案)

●「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることができる環境の整備(「我が事」の地域づくり)

⇒ 支え合い推進会議(第2層協議体)

市民・地域等への働きかけ、全市的な支え合い意識の底上げ等について、支え合い推進部会(第1層協議体)で協議・共有

●「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備(「丸ごと」の地域づくり)

⇒ 民生委員・ボランティア等の活動充実

身近な相談窓口の確保と質の向上、担い手の育成

●多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築

⇒ 多機関連携部会

複合的な課題や制度の狭間の課題に対応する多機関の連携の仕組みづくり

福祉に関し、共通して取り組むべき事項と 包括的な支援体制整備に関する事項の関係

